

平成28年10月1日制定
平成29年 5月1日改定
平成30年 4月1日改定
令和 3年 7月1日改定
長崎県土木部建築課・営繕課

長崎県発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について (公表)

長崎県では、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、営繕工事の請負契約締結後に行ける積算数量に関する協議の円滑化に資するため、営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」を平成28年度から試行導入しています。

このたび、下記のとおり試行要領の一部の改定を行いましたので、お知らせします。

記

1. 改定内容

- ・入札時積算数量書活用方式試行工事における入札無効の取扱いの緩和
入札時に提出する工事費内訳書の細目別内訳の添付がない場合は、その者の行った入札は無効とはしないが、添付されなかった細目別内訳の項目について入札時積算数量書活用方式に基づく積算数量の協議はできないなど、細目別内訳書の未添付時の入札無効の取扱いを緩和した。

2. 適用日

- ・令和3年7月1日（公告及び入札執行通知書の通知日より適用）

【添付資料】

- 営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領
- 営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（長崎県版）